

平成29年度

第1回飯田市土地利用計画審議会

第1回飯田市都市計画審議会

議 事 録

平成29年10月5日 10時00分～11時50分

飯田市役所C311・C312・C313会議室

1. 開 会

2. 新任委員紹介

3. 理事者あいさつ

4. 会長あいさつ

5. 協議事項

(1) 都市計画道路の見直し方針を定めることについて

(2) 土地利用基本方針の変更について

(3) 飯田市景観計画の変更等について

ア 太陽光発電施設等の取扱いを定めることについて

イ 建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の見直しについて

ウ 三遠南信自動車道沿線の屋外広告物禁止地域及び許可地域の区域の変更について

6. その他

7. 閉 会

○勝岡 定刻となりましたので、只今から飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を担当いたします地域計画課の勝岡と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、事前にお配りしました事前配布資料1「都市計画道路の見直し方針（案）について」、事前配付資料2「土地利用基本方針の変更について」、事前配付資料3-1「飯田市景観計画の変更等について」、事前配付資料3-2「太陽光発電施設等の取扱いを定めることについて」、事前配付資料3-3「建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の見直しについて」、事前配付資料3-4「屋外広告物条例規制地域図」と、本日お配りしました当日配付資料1-1「都市計画道路見直し方針（案）」、資料1-2「都市計画道路 評価結果一覧表」、資料1-3「客観的評価結果の検証結果」、資料1-4「都市計画道路見直し方針（案）個別路線資料」、その他に「会議次第」、「審議会委員等名簿」、「配置表」でございます。

資料の方はよろしいでしょうか。

## 2. 新任委員紹介

○勝岡 会議に先立ちまして、今回新たに審議会委員としてご参画いただきます方々をご紹介します。

飯田市議会議員改選に伴いまして、飯田市議会から福沢 清委員、湯澤啓次委員、熊谷泰人委員、井坪 隆委員が推薦され任命することといたしました。また、まちづくり委員会から選出いただいております平沢英彦委員が交代され、平沢 清委員が、また、吉川武夫委員が交代され、橋本國雄委員が推薦され任命することといたしました。また、飯田市農業委員会から選出いただいております仲田俊史委員が交代され村澤好保委員が推薦され任命することといたしました。また、長野県から選出いただいております西元宏任委員が交代され、坂田浩一委員が推薦され任命することといたしました。なお、湊 猛委員におかれましては、引き続き委員を務めていただきますが、議会委員会での役職が変更されているため、議席番号を変更させていただいておりますのでご承知おきください。

議席番号につきましては、前任の方の番号とさせていただきますので、湊委員は15番に、福沢委員は22番に、湯澤委員は9番に、熊谷委員は1番に、井坪委員は13番に、平沢委員は3番に、橋本委員は24番に、村澤委員は8番に、坂田委員は14番になります。

任期は他の委員の方と同様に、平成29年12月14日までとなりますので、よろしくお願いいたします。

以上、新任委員の皆様のご紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 3. 理事者あいさつ

---

○勝岡 それでは始めに、市長からご挨拶申し上げます。

○牧野市長 皆さんおはようございます。

本日は、飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開催しましたところ、各委員の皆様におかれましては、大変ご多様の中ご出席を賜りまして深く御礼を申し上げる次第であります。

また、本日は新たに審議委員となりました皆様方におかれましては、飯田市が目指しますまちづくりに対しまして、広域的・専門的なお立場からご助言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、飯田市におきましては、リニア・三遠南信自動車道の開通・全通時代を見据えた地域づくりを進めていくために平成29年度から新たな総合計画、「飯田未来デザイン2028」に取り組んでいるところであります。

リニア時代を支える都市基盤整備におきましては、リニア駅周辺整備基本計画を策定し、今後は、基本設計を進めているというそんな状況でございます。

リニア中央新幹線の整備効果を地域振興に活かしていくために、その基盤となります駅周辺、座光寺スマートインターチェンジの整備におきまして市民合意形成や協議のプロセスを重要視いたしまして、生活環境への配慮を踏まえながら着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

委員の皆様にはこれから、これらに関連して土地利用計画、あるいは都市計画に係る協議をしていただくこととなります。是非、よろしくお願い申し上げます。

本日も協議いただく案件ではありますが、「都市計画道路の見直し方針を定めることについて」、「土地利用基本方針の変更について」「飯田市景観計画の変更等について」「太陽光発電施設等の取扱いを定めることについて」「建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の見直しについて」それから「三遠南信自動車道沿道の屋外広告物禁止地域及び許可地域の区域の変更について」となっております。いずれも大変重要な案件となっておりますので、今回の審議会諮問に向けまして、多くのご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

これからも、地域の皆様方と共に飯田市の将来あるべき姿を描きながら、地域の個性と魅力を生かしたまちづくりを進めてまいり所存でございます。委員の皆様方には、引き続きご理解・ご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

(会議の成立について)

○勝岡 本日は、2番山本委員、10番中平委員、12番椎葉委員、14番坂田委員、21番三浦委員、浅野専門委員から欠席のご連絡をいただいております。なお、12番椎葉委員が欠席のため菊

池事業対策官が、14 番坂田委員が欠席のため安藤整備課長補佐がそれぞれ代理として出席されております。

本日は、飯田市土地利用計画審議会と飯田市都市計画審議会を同日開催させていただいております。初めてとなる委員の方もいらっしゃいますので、両審議会につきましてご説明をいたします。

土地利用計画審議会は、飯田市土地利用計画審議会条例に基づいて設置されたもので、飯田市全域を対象としまして、土地利用に関する案件につきまして審議していただく審議会です。都市計画審議会は、飯田市都市計画審議会条例に基づいて設置されるもので、飯田都市計画に関する案件について審議していただく審議会です。

両審議会は別の審議会でございますが、同じ案件につきましてご審議いただくことが多くあることから、審議会委員につきましては、土地利用計画審議会委員と都市計画審議会委員を兼ねていただくことになっておりますのでよろしくお願いいたします。

市議会議員の皆様、関係行政機関及び長野県の職員の皆様につきましては、都市計画審議会は審議会委員として、土地利用計画審議会は、飯田市土地利用計画審議会条例第 8 条に基づき、オブザーバーとして学識経験者の立場でご参加いただくこととなっております。

また、両審議会で審議していただく内容が重複することもありますので、基本的には本日のように、両審議会を同日開催させていただくと考えておりますので、ご承知おきをいただくようよろしくお願いいたします。

ここで、飯田市土地利用計画審議会条例第 7 条第 2 項及び飯田市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定によりまして、委員の過半数の出席をもって会議が成立することとなっておりますが、本日は、土地利用計画審議会委員 15 名のうち 14 名の皆様が、また、都市計画審議会委員 24 名のうち 21 名の皆様が出席されており、過半数を満たしておりますので、この会議は成立している旨をお伝えいたします。

#### 4. 会長あいさつ

---

○勝岡 それでは、次第に従いまして大貝会長からご挨拶をお願いいたします。

○大貝会長 皆さん、おはようございます。会長の大貝でございます。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

この審議会委員の皆様におかれましては、土地利用計画審議会そして都市計画審議会の両方の委員としてご尽力、ご足労いただきましております。本当にありがとうございます。

また、先程ご紹介のありました本日より新たに審議委員とられました皆様におかれましても、大変お忙しい中、審議会のメンバーとしてこれからお世話様になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

今日の議題については、先程市長の挨拶にもありましたように、都市計画道路の見直し等、この飯田のまちづくり、これからの地域づくり等にとって非常に重要な案件が多くあります。

今日は、勉強会という位置づけで協議をしていただきたいということであります。

次回の、11月に予定しています審議会で諮問に向けまして皆様のご意見を伺いたと思いますので、よろしくご協力の程をお願いいたします。

簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

○勝岡 ありがとうございます。

### 3. 協議事項

---

○勝岡 それでは、次第に従いまして協議事項に入らせていただきます。

なお、今回は重要案件が多くあるため、勉強会として開催しております。次回11月24日（金）に予定しております土地利用計画審議会及び都市計画審議会への諮問案件となりますので、各委員の皆様のご意見をよろしくをお願いいたします。

それでは、ここで市長は公務の都合により退席させていただきます。ご了承の程よろしくをお願いいたします。

以降の進行につきましては、大貝会長をお願いいたします。

---

#### （会議録の公開について）

○大貝会長 それでは次第に沿って進めさせていただきます。

まず、協議に先立ちまして、事務局より会議録の公開について説明があるようですのでお願いします。

○勝岡 本日お配りいたしました会議次第の裏面をご覧ください。

飯田市の附属機関の会議内容の概要につきましては、飯田市情報公開条例第3条第2項の規定により公表することとしております。その際、公表用会議録には、委員全員の同意が得られた場合に限り発言した委員の氏名を記載するものとなっております。本日の会議録における委員の氏名の公開について同意いただけるかお伺いいたします。

○大貝会長 ただいま説明がありました会議録の公開について、皆さまの同意をいただければ公開ということにさせていただきますが、ご意見はございますか。

よろしいでしょうか。

（賛意を表す者あり）

○大貝会長 ありがとうございます。異議なしということですので、会議の内容の公表にあたっては、発言された委員の方の氏名も合わせて公表することといたします。

それでは、早速ですが協議に入ってまいりたいと思います。

---

#### （1）都市計画道路の見直し方針を定めることについて

○大貝会長 最初の5番の協議事項の（1）「都市計画道路の見直し方針を定めることについて」

これについては、先日、「道路網及び道路構造に関する事項」を調査検討する専門部会であります道路部会が開催されました。道路部会は、この審議会の下に設置されている組織ですが、そこで、専門部会が開催されましたので、部会長の高瀬委員よりご報告をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○高瀬道路部会長 部会長の高瀬でございます。

本日の会議に先立ちまして9月1日に飯田市役所において道路部会を開催し、「都市計画道路の見直し方針（案）」について検討を行いました。

本日、部会において都市計画道路の見直し方針の案がまとまりましたので報告させていただきます。

お手元にお配りしております「都市計画道路の見直し方針（案）」の資料につきまして事務局から説明いたします。

○大貝会長 具体的な中身については、事務局から説明願ひます。

○熊谷 地域計画課の熊谷と申します。

都市計画道路の見直し方針（案）についてご説明をいたします。

まず、見直しの必要性についてご説明いたします。当市の都市計画道路の多くは、昭和20年代から40年代に決定されましたが、これは人口の急増、市街地の拡大、経済の急成長へ対応していくためでした。

しかし、人口減少や少子高齢化が進行し、経済の低迷など、当時から社会情勢が大きく変化しております。また、リニア中央新幹線開通を見据えた交通体系整備も進めていくことにより、飯田市道路網構想における主な道路軸は形成され、これに合わせた交通体系の整備をしていく必要が生じています。つまり、現在の計画は、50年以上前の都市計画との齟齬が生じている状況にあります。このことから、社会情勢の変化を踏まえた将来都市構造に資するよう総合的な見直しが必要と考えております。

見直し対象路線は、図面上赤色で示しているものでありまして、都市計画道路の内、整備済み、事業中を除く23路線、約33kmとしまして、詳細な検討のため、一定の基準により区間分割をしております。

見直しは、長野県の都市計画道路見直し指針に基づきまして、お示ししておりますフローチャートに沿って実施をいたしました。

まず、必要性、代替性、実現性の3つの視点から客観的評価指標を設定いたしまして、該当する項目により各区間を存続候補、検討候補、廃止候補と大別し、客観的評価結果を作成いたしました。

次に、個別区間毎の客観的評価結果をもとに路線の位置づけ、連続性及び道路網としての総合的な判断、検証を実施し、客観的評価結果の検証結果として、存続候補、変更候補、廃止候補に整理しました。

最後に将来都市構造に資する道路網を実現するため、見直し対象路線にリニア中央新幹線

開通を見据えた交通体系整備のための新規候補を加えること、また、見直しを順序立てて進めていくための当面の目標を考慮した上で「都市計画道路見直し方針(案)」といたしました。

ここから個別の分析指標、分類の詳細をご説明いたします。

まず、客観的評価指標の必要性についてですが、都市環境機能、防災機能、収容空間機能、市街地形成機能、交通機能、ネットワーク形成機能に大別し、全16項目について、区間ごと評価を実施いたしました。

次に、代替性の観点から、現道活用の可能性、代替性の検証の2項目について、区間毎に評価を実施し、最後に実現性の観点から周辺環境保全、道路構造、地形的制約の全4項目について区間ごとに評価を実施いたしました。

評価結果は、本日配布させていただいた資料1-2「評価結果一覧表」としてお手元にありますので、個別の説明は割愛させていただきます。詳細については、お手元の資料にてご確認をお願いいたします。

客観的評価を行った段階での路線分類は、1つ目に存続候補として現計画のまま存続することが望ましいと考えられる区間。2つ目に検討候補として道路の必要性が低く代替性や何らかの問題があるため廃止を含めた検討を行うことが望ましいと考えられる区間。3つ目の廃止候補として、現計画を廃止することが望ましいと考えられる区間でございます。

次の段階といたしまして、総合的な判断、検証を実施いたしました。これは、先程の個別区間毎の客観的評価結果を基に区間別の必要性、代替性、実現性の状況や、それに合わせて路線の位置づけ、連続性及び道路網としての連続性等を考慮したものです。

結果につきましては、先程の資料の1-2「評価結果一覧表」のほか、資料1-3「客観的評価結果の検証結果」として配布をさせていただいたものに、総合的な判断内容をお示しさせていただいております。また、資料1-4「都市計画道路見直し方針(案) 個別路線資料」は、最終案の資料として配付させていただいておりますが、変更候補及び廃止候補の個別の路線図を表示しております。詳細については、お手元の資料にてご確認をお願いいたします。

総合的判断、検証の中で、検証結果の妥当性を検証するため将来需給バランスの検証を行っております。これは、既存の交通量配分データをベースとしまして、既定計画の道路網と客観的評価の検証結果による推計結果を比較したものです。この結果、混雑区間の状況を示す交通需要バランスに大きな違いが無いことを確認しました。

単純な言い方をしますと、現在の道路状況から、今、計画にあります都市計画道路がすべて完成した場合、現在の混雑状況に比べ大幅に混雑区間が減少し、平均的な混雑度も低下するという推計になっておりますが、検証結果に基づき都市計画道路を廃止・変更したとしても、それは維持される。また極めて変化・影響は少ないと、そういう結果を検証してございます。

客観的評価結果の検証を行った段階での路線分類は、検討候補が無くなりまして新たに変

更候補として代替路となる道路に都市計画変更を行うことが望ましいと考えられる区間を設定しております。

最後に「都市計画道路見直し方針（案）」の分類では、新規候補としてリニア中央新幹線開通を見据えた交通体系整備のための必要な機能を充足するために新たに追加する区間を加えますとともに、その他の候補につきましても整理をいたしました。

こうした方法によりまして都市計画道路の見直し方針（案）を作成し、都市計画図へ記載したものがこちらの図でございます。凡例は、黒色の路線が見直し対象とならない整備済み・事業中の路線 18 路線、青は存続候補 12 路線、緑は変更候補 1 路線、茶色は廃止候補または変更候補 7 路線、赤は廃止候補 8 路線、ピンクの点線は新規路線として 4 路線として整理をいたしております。

変更及び廃止を含む候補についての個別路線の資料につきましては、繰り返しとなりますが先程の資料 1－4 「都市計画道路見直し方針（案） 個別路線資料」をご確認ください。

今後のスケジュールといたしまして、パブリックコメントによる意見募集の実施、都市計画審議会の審議をいただいた後、平成 30 年 1 月 1 日を目途に飯田市土地利用基本方針へ位置づけたいと考えております。

都市計画道路見直し方針を土地利用基本方針に位置づけた後、次の段階となります個別路線の都市計画決定・変更といたしましては、まず変更候補・廃止候補及びリニア関連の新規候補と分類した路線を対象といたしまして、所定の手続きを進め一部路線の決定変更権者となります長野県とも調整を図りながら、平成 30 年秋頃に都市計画決定・変更をしたいと考えております。

これ以外の廃止候補または変更候補とした路線につきまして、それ以降、順次、廃止を前提としつつ変更することも含めて更に検討した上で、都市計画変更を目指してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、都市計画決定、変更に当たりましては、第一に地域組織、住民の皆さまと協議を重ねまして、合意形成を図る中で都市計画手続きを進めてまいりたいと考えております。

特に、都市計画道路を廃止すると道路整備がすべて無くなってしまうというような誤解が無いよう、必要な生活道路については、整備を今後も行っていくことなど丁寧に説明をしてまいりたいと考えております。

「都市計画道路見直し方針（案）」の説明は、以上でございます。

○大貝会長 ありがとうございます。

説明のありました見直し方針を定めることについて、皆さまのご意見あるいはご質問を伺いたいと思います。

なお、発言に当たっては、氏名を告げてからご発言をお願いします。

いかがでしょうか。



○大員会長 どうぞ。

○水口委員 鼎の水口でございます。

ご説明いただいた中で、茶色路線のお話をされましたが、これをもう少し細かく教えてください。

また、廃止候補または変更候補という内容につきまして、もう少し細かく教えてください。

○熊谷 茶色で着色をしております廃止候補または変更候補につきましては、見直しの方法の中で第2段階として示しました検証結果の中では、廃止候補として位置づけております。今後、廃止を前提としつつも変更、つまり既存の幅員を変更等含めて、今後、地元の皆様と協議をさせていただく中で都市計画の廃止または変更をしていきたいと考える路線でございます。

○水口委員 何で聞いたかという、私は鼎地区のものです。鼎の路線について相当が茶色路線となっている。先程説明された検討結果では廃止候補になっているが、これから地元の人たちと協議をした上で廃止または変更という理解でよろしいでしょうか。

○熊谷 委員おっしゃるとおりで、今後の協議の状況によりまして廃止または変更ということで検討していく路線でございます。

○水口委員 分かりました。

○大員会長 その他、いかがでしょうか。

○平沢委員 まちづくりから来ております、下久堅の平沢です。

細かい話ですが、先程の妙琴原線の幅員も含めて変更対象とするのか、それと153号も当然、幅員が計画と変わってくるので、変更しなくてはならないのですが。

と言うのは、道路構造令がこの路線を決定してから大分経過しており、その都度変わってきている。現実とは本当に合わないという事実がありますので、その辺はどのように考えているか教えていただきたいと思います。

○熊谷 幅員につきましては、今、委員がおっしゃっていただきました下山妙琴原線については広幅員で、茶色路線になっているところでも22mというような幅員がありますので、それを縮小することも含めて検討させていただくということでございます。

もう一つ、153号、現在、青色の存続路線となっておりますが、こちらにつきましてもリニアの交通網整備によりまして拡幅という計画がなされております。今、現状の路線といたしまして存続という検証結果を方針としてさせていただいておりますが、今後、その計画に基づいて変更するタイミングを計りながら都市計画をさせていただきたいと考えております。

それから、道路構造令についてでございますが、ご指摘いただいたとおり基準が変わってきておりまして、現在ですと12m以上というところで決定をしなくてはいけないということがあります。廃止候補または変更候補とさせていただいた路線の中には、それを下回る路線というものもありますので、それを変更をかけてということになりますと、12m以上になってしまいます。そういう部分につきましては廃止ということをメインに、必要な部分については生活道路としての整備ということで考えてまいりたいと思っております。

○大貝会長 よろしいですか。

今日は、まだ勉強会ということで、この見直し案について皆様に理解をしていただくことが目的ですので、ご遠慮なくご質問ご意見があればお出しいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○大貝会長 どうぞ。

○篠原委員 見直し対象路線について、存続候補は現状のまま存続するということですが、具体的にこのタイムスケジュールというのは合うのでしょうか。例えば、計画は計画ですが、これがいつまでたっても計画で進むのか、それとも、いつまでにめどを立てるといような方針があるのでしょうか。

それから変更候補につきましても代替路となるように変更を行うことが望ましいと考えられているのですが、代替路についてどの程度検討が進められているのでしょうか。

それから3番目、廃止候補、これはもう現状のままにすると、「もう計画は取り払って現状のままにする」と、そういう理解でよろしいのでしょうか。

その3点をお聞きいたします。

○熊谷 ご質問の1点目でございます。存続候補につきまして、「いつまでに整備をするか」ということでございますが、今回お示した方針につきましては、先程申しましたとおりの必要性等に基づいて計画として必要があるところをお示した状況でございます。

整備につきましては、このような時代ですので直ぐ存続候補すべてにつきまして事業が開始できるような状況にはございません。飯田市といたしましては、その整備していくプログラムについて作成を検討してまいりまして、今回見直し方針について土地利用基本方針に載せますので、概ね10年毎くらいに方針について見直しをする中で整備を検討してまいりたいと考えるものでございます。

2点目の代替路の検討でございますが、今ある計画の幅員に対する機能が代替できる現道につきまして検討させていただく中で、その代替性について評価させていただいているところでございます。

3つ目の廃止候補につきまして、その廃止された後はどうなるのかということでございますが、廃止はあくまで都市計画の廃止ということであるので、道路自体が廃止になるということではございません。その必要な部分の生活道路の整備等につきましては、今後も必要な部分から整備をしてまいりたいとするものでございます。

○大貝会長 今の説明でよろしいですか。

そのほかございませんか。

○熊谷委員 1番の熊谷であります。

確認ですが、存続候補の青い路線ですが、これについては今の幅員等についてもそのままの状態での存続の考え方なのか。あるいは先程153号線については拡幅計画があるので変更等があり得るということなのか。地元との関係で心配しているのは、知久町妙琴線のいわゆる

る白山通りと言われているところですが、白山通りにつきましては、地域の住民の方々が、計画の22mについては疑問を持っている方がかなりいるという状況もありますので、その辺のところをお聞きします。

○建設部長 具体的には、青い路線につきましても今ありましたように個別の協議というのはどうしても今後出てくると考えておりますし、現在、この計画とすると、路線としては残したいのですが、その規格についての相談も今後していく必要があると認識しております。青い路線から変更がないという決めつけの状態では無いということでご理解いただければと思います。

○大員会長 今の話は、ようは「都市計画道路の見直しとして、今の計画のまま取りあえず行きます」ということ。「計画道路としては変更しません」という意味だと。実際に事業化する段階でどうなるかはまた別の話とのこと。

その他にありますか。特に無ければ、よろしいでしょうか。

会議の終わった後に気づいた点等ありましたら事務局に確認をよろしくお願いします。

---

## (2) 土地利用基本方針の変更について

それでは、次の協議事項に入りたいと思います。2番目の「土地利用基本方針の変更」について事務局から説明をお願いします。

○丸山 地域計画課の丸山です。

私から「飯田市土地利用基本方針の変更」について説明申し上げます。資料No. 2をご覧ください。

まず、「1 趣旨」ですが、既にご承知いただいておりますとおり、土地利用基本方針は、市全域及び各地域の将来像とその実現に向けた土地利用の方針を定めており、このうち、都市の記述については「市の都市計画マスタープラン」となっています。

また、土地利用基本方針は、基本構想などの上位計画の改定時期や、社会経済情勢の変化、地域づくりの進捗状況などに応じて適宜柔軟に見直し、これまでも15回の変更を行ってきております。

今般、いいだ未来デザイン2028や国土利用計画第3次飯田市計画の策定のほか、ただいま説明させていただきました「都市計画道路の見直し」等の状況に応じ、これらの内容に即した変更が必要となっているところです。

2の「変更予定期日」ですが、平成30年1月1日に施行したいと考えております。

「3 主な変更点」は、1としまして国土利用計画第3次飯田市計画の策定に伴う変更として、将来人口をアに書いてあるとおり「いいだ未来デザイン2028」の将来人口に合わせます。イ 新たな交流拠点の位置づけは、国土利用計画第3次飯田市計画の基本指針に即して、遠山地域を「交流拠点」として位置づけます。

(2) 都市計画道路の見直しについて、先程、ご説明申し上げたとおり、今回の都市計画道路の見直しに関する方針を土地利用基本方針に位置づけます。

(3)のその他としまして、株式会社長野県食肉公社飯田支社で行っていた食肉処理について、平成27年3月末をもって松本支社に集約し閉鎖されたことに伴い、「と畜場」の都市計画の廃止を行いたいものであり、次回の都市計画審議会での諮問に合わせ、土地利用基本方針の記述部分を削除するものです。

最後に「4 今後のスケジュール」ですが、本日の土地利用計画審議会・都市計画審議会では勉強会として概要を説明し意見をお伺いします。次に10月16日からパブリックコメントを1ヶ月予定しております、11月24日の土地利用計画審議会・都市計画審議会に諮問します。そして翌年1月1日に施行する予定でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○大貝会長 ありがとうございます。

只今、説明がありました、「飯田市土地利用基本方針の変更」についてですが、何かご質問意見あればお出しをいただきたいと思います。

先程同様に、発言にあたっては氏名を告げてお願いします。

いかがでしょうか。

○宮戸委員 宮戸と申します。

Aの飯田未来デザイン2028の将来人口を使用とあるのですが、それによって何が具体的に変わって来るのでしょうか。教えてください。

○丸山 ご質問いただいた件ですが、すでに土地利用基本方針の中に将来人口という項目を設けてありまして、そこに人数を記載してございます。

それを今般、飯田未来デザイン2028、飯田市総合計画が作成されたことに伴い、その計画の人口に合わせたという内容になっております。

○宮戸委員 それによって具体的に何がどう変わるのかということですが。

○岩崎 現在の土地利用基本方針におきましては、4月にスタートしました新しい総合計画の前の総合計画、第5次基本構想、後期基本計画におきまして人口10万2,000人と記載しておりました。こちらのほうが飯田未来デザイン2028、飯田市総合計画では12年後の将来展望の人口を9万6,000人に設定する等の数字の変更がございますので、そういった部分の変更がされる予定でございます。

○宮戸委員 修正をしたというような捉え方でよろしいでしょうか。

○松平 今回の見直しにつきましては、総合計画に即する形を取らせていただきますので、それに合わせて基本方針の方も合わせたものでございます。

その人口部分の記述を未来デザインに合わせた設定をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○宮戸委員 ありがとうございます。

○大貝会長 市役所の中にはいろんな計画がある。その上下関係が、何が上位で何が下位かがある。基本的には、飯田市土地利用方針の上にあるものとして、ここにある国土利用計画だとか

飯田市の総合計画があるということで、そこが変わるので、こちらも変えざるを得ないという状況です。

この件については、この程度でよろしいでしょうか。

---

### (3) 飯田市景観計画の変更等について

では、続いて3番目、「飯田市景観計画の変更等について」、これは3件ありまして、アが「太陽光発電施設等の取扱いを定めることについて」、イが「建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の見直しについて」、3番目、ウの「三遠南信自動車道沿道の屋外広告物禁止地域及び許可地域の区域の変更について」まったく性質の異なるものですが、事務局からまずこの3点について一括して説明をお願いして、その後、質疑に入りたいと思いますのでよろしくをお願いします。

では、事務局からお願いします。

○松平 地域計画課の松平です。よろしくお願いいたします。

私から協議事項3の「飯田市景観計画の変更等について」の全体概要を説明させていただきます。

飯田市は、平成19年度に景観行政団体となり、良好な景観の育成に取り組むため景観条例、屋外広告物条例を制定するとともに景観計画を策定してまいりました。

また、飯田市土地利用調整条例を制定し、一定規模以上の建築物の建築等、それから開発行為、土地の形質の変更、屋外広告物の設置などの行為について届出を行うこととしております。

今回、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道などの開通を見据え、また、長野県景観規則の改正などの社会情勢の変化に対応して、景観計画をはじめとする関係計画の変更、条例の改正等に取り組みます。

見直しのポイントは3点ございまして、アとしまして「太陽光発電施設等の取扱いを定めること」についてでございますが、こちらにつきましては、先程も申し上げましたが、長野県のほうで太陽光施設に関する取扱いを定めたこと。それから国において「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」通称FIT法と申しますが、平成29年4月の改正を受けまして、飯田市における太陽光発電施設等の取扱いを定めるものでございます。

2点目のイ、「建築物の敷地面積の低限度に関する制限の見直し」についてでございますが、良好な景観と住環境の保全を図るために開発行為における建築物の敷地面積の最低限度が定められているものを、地区計画等のルールの中で柔軟に対応できるように見直しを行っていかうとするものでございます。

3点目のウでございますが、「屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域の区域の変更」でございます。三遠南信自動車道の天龍峡ICから（仮称）飯田東IC間については、平成

29年度に供用の開始が予定されております。それ以外の部分につきましても、31年度中に供用の開始が予定されておまして、そのため既に指定している中央自動車道、それから三遠南信自動車道山本ICから天龍峡IC間と同様の指定を天龍峡ICから喬木村境までを延長していきたいとするものでございます。

それぞれの詳細、それから今後の予定につきましては、各担当からご説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○大貝会長 それでは、順番にお願いします。

○岩崎 太陽光発電施設の取り扱いにつきまして申し上げます。地域計画課の岩崎と申します。よろしくお願いたします。

それでは、詳細につきましては、資料No.3-2の1ページをご参照いただき、「太陽光発電施設の取り扱いを定めること」についてご説明申し上げます。

飯田市は、再生可能エネルギーの活用による低炭素なまちづくりを推進することを前提といたしまして、飯田市景観計画の変更、並びに飯田市景観規則、飯田市土地利用調整条例及び同条例施行規則の一部改正に取り組んでまいります。

ローマ数字の1では、現状・課題を3つにまとめております。

1つ目は、太陽電池モジュールの反射光や周囲の景観との違和感、傾斜地が多い地理的特徴から「斜面に建設される場合に容易に視認されること」を課題に掲げております。

2つ目は、現在、一定規模以上の敷地面積に対し「土地の形質の変更」による届出対象とはしているものの、太陽電池モジュールの築造面積や、高さ、安全措置などの基準がないことを課題に掲げております。

3つ目は、先程も説明がありましたが、今年4月施行の改正FIT法で、太陽光発電施設の設置に関し、条例を含む関係法令に違反して指導や命令などが行われた場合、事業の認定を取り消すという仕組みが創設されておまして、これに対応することが必要な状況となっております。

ローマ数字の2の届出対象では、現状・課題を踏まえ、太陽電池モジュールの建設に係る行為を届出対象として明確にしております。

具体的には、太陽電池モジュールの設置面積が500平方メートル、又は高さ10mを超えるものを建築物と同等のものとして届出の対象といたします。

この「高さ」の考え方につきましては、ローマ数字の4の項目でまた説明をいたします。

次のローマ数字の3の高さの最高限度では、景観計画における建築物の高さを準用いたします。表に示しておりますが、例えば、中段の沿道地域、周辺市街地、都市の田園、これら都市計画区域内のエリアについては、建築物の高さの最高限度が20mですので、太陽電池モジュールも最高限度を同じく20mといたします。

下段の田園地域、山地・高原、これら主に都市計画区域外のエリアでは、建築物の高さの最高限度が15mですので、太陽電池モジュールも最高限度を、同じく15mといたします。

次のページにまいりまして、ローマ数字の4の形態意匠による制限では、景観計画において、図の右側のように連続して太陽電池モジュールを設置する場合には、最下部に位置する太陽電池モジュールの下端を「みなし地盤面」として、その地盤面から最上部に位置する太陽電池モジュールの上端までの高さをこの工作物、すなわち太陽電池モジュールの高さとして捉えてまいります。

なお、ローマ数字の、今、説明を申し上げました3・4で景観計画に定める事項のほか、太陽光発電施設の建設に伴う行為の基準として、材質・色彩等の景観に配慮することの基準も併せて計画の中には定めいく予定でございます。

次のローマ数字の5では、土地の安全上必要な措置（技術的基準）について、太陽光発電施設に限らず、土地利用調整条例において特定開発行為等を行う場合の基準として定めてまいります。

具体的には、都市計画法の開発許可の防災措置基準等を準用し、土地利用調整条例において、急傾斜地等における切土、盛土、擁壁等の基準を整備することで災害防止等の安全性を確保いたします。

改正により順守されることとなる技術的基準の概要については、次の3ページ、4ページに資料添付をさせていただきましたが、詳細な説明は割愛させていただきますのでご確認をお願いいたします。

この土地の安全上必要な措置（技術的基準）の件につきましては、土地利用調整条例の一部改正として、今年の12月議会に上程する予定でございます。

資料2ページのローマ数字6は、これらの土地利用関係法令に基づき、条例、規則、計画を整備することによりまして、国のFIT法の事業認定の取り消しにも繋がることとなってまいりますのでご確認をお願いいたします。

それでは、資料No.3-1の1ページにお戻りいただきまして、(1)の趣旨、取扱いのポイントは、ただ今、説明したとおりでございまして、(4)の「今後のスケジュール」をお示ししております。

9月25日～10月24日までパブリックコメントを実施しております。10月5日（本日）勉強会の形でご説明を申し上げ、同日、飯田市景観協議会では意見聴取をする予定でございます。11月下旬には、本審議会での諮問をいたしまして、同じく、11月下旬には、飯田市議会第4回定例会に「飯田市土地利用調整条例の一部改正する条例」を議案として提出する予定でございます。12月下旬には、条例を公布し、周知期間を取りまして、翌年4月1日に施行を予定しております。

以上でございます。

○大貝会長 それでは、続いて「建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の見直し」について説明願います。

○山崎 地域計画課山崎と申します。よろしく願いいたします。

それでは、「建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の見直し」についてご説明申し上げます。詳細は、資料No.3-3をご参照いただければと思います。

本件は、飯田市景観計画の変更及び飯田市都市計画法施行条例の一部改正に取り組むものでございます。

飯田市は、飯田市景観計画及び飯田市都市計画法施行条例において、良好な住環境の保全が図られるよう開発行為の制限として、開発区域内に予定される建築物の敷地面積の最低限度について、用途地域の定められている土地の区域については200㎡、用途地域の定められていない土地の区域（いわゆる白地地域）につきましても300㎡と規定をさせていただいております。

今回の見直しは、地域の実情に応じたきめ細かな土地利用のニーズに対応するため、都市計画決定がされた地区計画や良好な景観の形成が図られるものとして認められた建築協定等の区域については、その区域で定められた建築物の敷地面積を最低限度とするものであります。

イメージ図にあるように、例えば用途地域の指定のない白地地域で景観に配慮した地区計画等を定めることにより、最低敷地面積が300㎡のところを、そこで定められた最低敷地面積、例えば200㎡といったような形にできるとするものであります。

また、用途地域の定められている区域の中の地区計画等で、例えば250㎡、実際に現在、川路地区計画の住居エリアではそのようになっていますが、250㎡とすることで景観形成の強化を図っていくことも可能となります。

資料No.3-1に戻っていただきまして、その裏面になりますが、2の(4)に記載があります「今後のスケジュール」となりますが、9月25日から現在パブリックコメントを実施しております、10月24日までを予定しております。10月5日、本日ですが、土地利用計画審議会・都市計画審議会で勉強会という形で説明をさせていただいているところでございます。また、本日の午後になりますが、飯田市景観協議会を開催し、そちらでも意見聴取をさせていただく予定です。11月下旬、土地利用計画審議会・都市計画審議会において諮問させていただき、同じく11月下旬 市議会第4回定例会に「飯田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例（案）」の議案を提出、12月下旬には条例公布を予定し、翌年1月1日施行を目指してまいりたいと思います。

続きまして、「屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域の区域の変更」について、引き続きご説明をさせていただきます。詳細は、資料No.3-4をご覧ください。

本件は、飯田市景観計画の変更及び飯田市屋外広告物条例施行規則の一部改正に取り組むものでございます。

飯田市は、飯田市景観計画及び飯田市屋外広告物条例等において、良好な景観又は風致の維持等のために、屋外広告物の禁止地域又は許可地域等を指定しております。

その中で道路の沿道に規制しているもののうち、長野オリンピックを契機として中央自動



車道の、今回、図面の赤く網掛けをしたところでございますが、こちらが禁止地域で、緑色で網掛けしたところが許可地域に指定されています。また、平成20年の三遠南信自動車道の開通に伴い、水色で網掛けさせていただいた飯田山本ICから天龍峡ICまでの間も規制地域として拡張をさせていただいているところでございます。

天龍峡ICから先線につきましては、今年度中に一部が供用となり、平成31年度中にはインター名は仮称ではありますが、飯田東ICまでが開通するということから、今回は、黄色で網掛けをさせていただいているところですが、天龍峡ICから飯田市と喬木村の境界までの区域について規制地域を拡張したいとするものであります。

なお、今回、指定するその先、喬木村につきましては、規制地域の指定権者である長野県と協議をし、また喬木村にも説明、時期は未定ですが、同様に指定をしていただける見込みとなっております。

ここで補足となりますが、規制の対象となる広告物というものは、禁止地域については道路の端から両側500m、許可地域については1000mの範囲内において、道路本線から展望できるもの。いわゆる見える看板が規制の対象となりますので、逆に視認できないものは特に規制の対象にはなっていないということでございます。

8月の下旬でありましたが、実際に三遠南信自動車道の工事中の道路内に入らせていただきまして、既存の広告物等の視認の状況というものを調査させていただきましたが、今回の規制地域を拡張することによって、いわゆる既存不適合となる広告物はなかったということをご報告させていただきます。

資料No.3-1の裏面に戻っていただきまして、3の(4)の「今後のスケジュール」になりますが、まず9月から関係される地域協議会への意見聴取を現在行っております。11月10日までということをお願いをしているところでございます。10月5日、本日これも同じく土地利用計画審議会・都市計画審議会と本日、説明をさせていただいております。また、午後には飯田市景観協議会へも意見をお伺いする予定です。10月16日から11月14日までパブリックコメントを予定しております。11月下旬、土地利用計画審議会・都市計画審議会において諮問させていただきます。12月、景観計画の変更、広告物条例施行規則の一部改正を行い、翌年1月1日施行を目指してまいります。

よろしく願いいたします。

○大員会長 どうもありがとうございました。

ただいま説明がありました、「飯田市景観計画の変更等について」とその次の「太陽光発電施設等の取扱いを定めることについて」質問はいかがでしょうか。

○原委員 太陽光発電の取り扱いの変更というか、現在、風越山のところで地域で反対運動、署名運動等々が起こっております。恐らくそうした住民の皆さん等々、関心が高いのではないかと思います。今回のこの変更というか、新しく見直しというか、取り扱い等々をどのような形でその部分はある程度みなさんも経験していると思いますので、どのような対応をされ

ているのか。実際にはそれによってそうした皆さんのご意見等々が届いていると思いますので、どのような格好に反映されているか少しお聞きしたいと思いますが。

○大貝会長 はい、それでは事務局からお願いします。

○牧内 地域計画課の牧内と申します。

今ご質問の案件でございますが、滝ノ沢の地区におきまして計画されておる太陽光のことかと思いますが、現在、開発事業者のほうで全体の面積3ヘクタールの内、1ヘクタールの部分を太陽光発電の計画がありますが、1ヘクタール未満の場合は、林地開発に該当しないということで、市の条例の土地利用調整条例に該当してまいりますので、先程説明させていただいた土地の形質の変更です。1000㎡を超えるものに該当してまいりますので、現在、設計の事前の協議が市のほうに来ております。また、地元の状況といたしましては、まちづくりの役員の方に計画の内容が説明されている状況でございます。

今回、この条例の関係でどうなるかということでございますが、高さの制限が説明されているかと思いますが、丁度、丸山地区につきましては、高さ制限が20m、都市の田園に該当してまいりますので、パネルの一番下面から上端までの高さ、これが20m以内ということになります。

それから後、斜面地に造りますのでその切り土・盛り土、それから当然、放流先、そういったものの基準が今回の条例に規定されるわけなのですが、ただ、今の事業の進み方をもって、基本的に3月末までの届出になってくると、特にこの条例の関係は規制されないこととなりますので、今後、4月1日以降の届出に、もしなってきた場合には、この高さの制限だとか、技術的な基準が適用されてくることとなります。今後、地元説明を行うことを聞いておりますので、どういった形になっていくのかは今、市としましても状況を見ているところでございます。

なお、届出の事前相談としましては、届出書類を一定のものを出していただくということで、今、その内容チェックをかけているところでございます。

以上でございます。

○建設部長 補足をさせていただきたいと思いますが、滝ノ沢の現状については、今、説明をさせていただきましたが、今回のこの太陽光発電施設の取り扱いを定めるということにつきましては、長野県におきまして、太陽光発電施設についての取り扱いを新たに定めた。それから、先程ありましたFIT法の改正等を受けまして、全国的に太陽光発電施設の事故等の課題も報告される中、飯田市としてもキチンとした景観、あるいは安全性について、太陽光発電施設についての取り扱いを今回、整理をさせていただいたということでございます。

あくまでも太陽光発電を規制するということではなくて、発電施設を造るに当たっての取り扱いを今までキチンと表記されてなかったものを整理したうえで、景観あるいは安全性について規定したものを整備したいということの趣旨で今回、制定するということでもありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○原委員 ありがとうございます。

先程の説明の中で、現状と課題というところの中の文書におきまして、現状としては太陽光発電施設の築造面積、高さ等の基準がないと規定されていない。そして傾斜地の多い地域でも伐採届を提出して着手が可能というような部分を、これが現状ですので、そういったものを対応していこうということだと私は理解したいと思っております。今の説明で1ヘクタール未満の場合においても対応して検討しているということだと思しますので、現実はこの話っていうのは、結構、急に降ってわいた話ではない。現在、根強い反対運動が地域の住民の皆さんにありますので、そういったことの中で、今ご説明の中でちょっと気になるのは、飯田市は低炭素なまちづくりを進めて行くという政策を掲げているわけです。住民の皆さんとのこうした太陽光発電施設が全国的にもいろいろなそうした災害とかいろいろな問題点が指摘されており、今回の改正ということでもありますので、先程のお話の中で、4月1日から施行されるということですので、3月中になったら仕方がないということの無いように、十分配慮しながら、例えば4月から適用される部分においては、多少なりともそのことに対して対応されるような体制であれば、今から事業者の皆さんにも、改正の前に駆け込みでやってしまうというようなことの案件が散見されますので、今、理事者側のほうからご説明がありましたように、そのようなことが無いように、むしろそうした時代との流れの中で低炭素なまちづくりをするということの中でしっかりと住民の皆さんのご意見を聞きながら進めていただくことを要望しておきます。

○大貝会長 ありがとうございます。

そのほか、太陽光発電施設の件について何かご質問ありますか。

○白子委員 11番の白子です。

太陽光発電に関しまして、資料3-2を拝見すると「反射光に対して影響がある」というふうに書いてありまして、今回の規制でその反射光に対して制限をかけるという意図かと思いますが、高さの制限とか面積の制限があるのですが、例えば、遠景から見たとき景観の問題は別として、高いところにあったほうが近隣の人には反射光の影響が無いという気もします。

トータルに規制をかけるという、高さの制限だけではなくて屋外広告物みたいに見えにくいように、見えないように表示するとか、ある程度空地をとって市街地であれば塀をつくらなければいけないとか、山林等であれば周囲に遮光、遮へいする林をつくらなければいけないとか、そういったことは検討されていないのでしょうか。

○大貝会長 事務局から。

○松平 今、白子委員さんの発言ですが、ご発言いただいた件につきましては、環境面という部分が多くあるというところはございますが、今回の景観という取り扱いの中では、あくまで高さという部分を飯田市全域についてまずやっっていこうとするものです。これまでは、太陽光発電につきましては、電気通信施設という取り扱いになっていまして、高さ20mを超えるも

のからしか届出の対象になっていませんでした。

また、例えば農地から宅地に変更して太陽光発電をするということにつきましては、土地の形質の変更という形での届出をいただきまして、雨水の調整等をお願いしてきたというような状況でございます。

今回はキッチンとその太陽光発電施設について設置面積 500 ㎡を超えるもの、また高さも 10 mを超えるものを届出の対象とさせていただいて、反射光の素材等の部分の材質についても配慮いただくというようなことを考えております。

景観のことでございますので、場所によっては非常に見えやすいもの、見えにくいものという、もう個々の場所によって判断は変わってくるものと確かにご指摘のとおりだと思います。なかなか、それを眺望のある 1 点から判断するというのがなかなかできない仕組みの中で、基準として設けさせていただいているものとしては、今、連続したような場合についての高さをまず考えて行こうとするもので、まずは届出を出していただいて素材など配慮いただくという部分と、高さや連続して配置する高さというものに対してある程度のルールを決めていこうという部分でございます。そういった遮へい等部分については、確かに課題等はまだまだ当然あるかと思いますが、検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○大貝会長 どうもありがとうございました。

そのほかあればお願いします。

○大貝会長 それでは、時間もあれですので、取りあえず次の 2 番目の「敷地面積の最低限度に関する制限の見直しについて」何かご質問ご意見あればお願いします。

資料 3-2・3-3 です。

これまで用途地域内では 200 ㎡が最低ということ、であと白地、用途の指定のないところでは 300 ㎡ということでしたが、今後は計画等を定める場合については少し柔軟に取り扱うという考え方です。

○湯澤委員 地域の指定のない白地に対して 300 ㎡はかなりきついのではないかなというような様々な声がある中ですが、かなり重要かというふうに評価したいと思っておりますが、具体的に地区計画や建築協定として白地に対して何か想定されるエリアとかは現状あるのでしょうか。

○大貝会長 はい、どうぞ説明願います。

○松平 やはり今、想定される部分といたしましては、リニア駅周辺整備の区域のその周辺の部分ということになるかと思っております。これは、想定という意味でございまして、この地区計画という手法をまず使っていこうということではなくて、何かしらの建築物のコントロールというものは必要になってくるということを考えております。

想定としては、農地がまだかなり残っている部分がございますので、その部分をいきなり用途地域に指定することによって、営農環境に与える影響についても調整を図らなければいけないというような状況の中で、こういった代替地候補地のようなどころについては、一つ

のツールとして十分使っていけるのではないかと考えております。

○大貝会長 よろしいですか。

その他。

指定のないところで300ってというのは、全国的に見ても結構厳しい制限だとは思いますが。逆に言えばそれによって街の景観が保たれるという側面もある。適切なところで地区計画等を定めて全体の景観を保障しながら敷地面積を少し制限をゆるめるという考え方かと思いません。

敷地の面積に関して、これについて何か、よろしいでしょうか。

○大貝会長 では3番目の「三遠南信自動車道の屋外広告物禁止地域及び許可地域の区分の変更について」これについてご質問ご意見等あればお出しいただきたいと思えます。

これについては、既にある中央道や三遠南信自動車道の天龍峡までのところを既に指定されている。さらに延伸するような形で同様の規制をかけていきたいということでもあります。先程説明がありましたが、実際に現地を事務局のほうで確認した結果、「現時点で規制の対象になるような広告物はなかった」ということのようにです。

いかがでしょうか。何かご質問。

○大貝会長 余談ですが、中央道は何回も僕も通りますが、よくよく考えるとこの飯田の街並みをよく見ながら通っていく訳ですが、よく考えたらそういう広告物が無いということが非常に飯田のこのまさに景観を良くしているんだと今わかりました。余計なものが見えないと確かにそのとおりである。

その他いかがですか。これについて何かご質問ございませんか。

では先程、太陽光発電と敷地の最低限度の話もありました。全体を通して、あるいは元に戻ってご意見ご質問あればお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○湯澤委員 屋外広告物のところですが、いま大貝先生が言われたように、飯田下伊那の景観が保たれているのだと思いますが、実は、ここに大きな会社ができたとするんですね。その会社は自営ですから看板を当然立てられるわけですが、地区によってはとても大きな看板を。それにしても「これは目立つぞ」というそんな看板が散見されることもあるのですが、これは確か規制は別だったのかと思いますが。今回と整理する必要があるなと思ったのですが、もう少し詳しくお聞かせいただけたらと思います。

○大貝会長 はい、どうぞ。

○松平 自己用の企業さんの看板みたいなものになるのかなと思いますが、只今ご説明させていただき三遠南信自動車道の禁止地域という部分がもし指定されると、自己用の広告物については、その視認できる範囲の面積の合計で自己用10㎡までは設置することができるという形になっています。それより大きいものになりますと、ちょっと見えないところでの設置という、その三遠南信自動車道からの視点として見えない形での設置でお願いしていくということでございます。

また、この禁止地域以外の部分の飯田市全域につきましては、先程も話の中であったんですが、届出制ということで屋外広告物の届出をしていただきまして、それぞれの地域毎に設置できる面積等、それから高さ等の規定が設けられておりますので、そちらの方でまたご判断させていただくような形になっております。

○大貝会長 ありがとうございます。

そのほか、全体を通して構いませんが、何かご質問等があれば。

○村澤委員 8番の村澤でございます。

土地利用の計画の方でお聞きしたいと思いますが、都市計画の用途地域また農振地域等、白地・青地等ございますが、この飯田市でここ何十年間かそういう地域の見直しはされて来なかったように思いますが、この飯田市全体としての都市計画、また農振の見直しっていうものを考えておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

○大貝会長 今のご質問は、今日の協議事項とは直接は関係ないですが、これは。

○建設部長 今般、リニア中央新幹線の関係がありまして、まず長野県駅周辺についての都市計画の見直しってところは考えていきたいということで、座光寺・上郷地区の皆さんと協議を始める準備をしていこう、あるいは、始めている状況です。それをまず皮切りに飯田市全体というのは、順次、検討して行く必要があるであろうということでは今考えておりますが、当面そういうことでリニア周辺の部分を先行させて協議をさせていただくよう進めている状況でございます。

○大貝会長 よろしいでしょうか。

そのほか、この景観計画の変更について何かご質問があれば。

よろしいでしょうか。

○大貝会長 それでは、先程同様にまた何か会議が終わった後にお聞きしたい点等があれば個別に事務局に問い合わせをいただければということで対応していただけるとと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、以上で今日の議題については終わりましたので、その他に委員の皆さまから何かご発言等あればお受けいたします。

いかがでしょうか。

○大貝会長 それでは、無いようですので事務局の方にお返しします。よろしくをお願いします。

○勝岡 ありがとうございます。

## 6. その他

○勝岡 続きまして、その他といたしまして事務連絡をいたします。

○建設部長 本日は大変、勉強会ということでありますが、ご協議ありがとうございました。

最初にご案内がありましたが、次回の審議会でございますが、11月24日（金）であります、午後1時30分からということで予定をしております。

本日、協議いただきましたこの内容、それと土地利用計画の中にも少し触れさせていただきましたが、と畜場の廃止に伴う都市計画の変更につきましても諮問させていただく予定でありますので併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、開催通知をさせていただきたいと思ひますので、またご参集いただけますようによろしくお願ひいたします。

今後、市の都市計画につきましては重要な事項を、今回の議題もそうですが重要な事項をご審議いただくこととなります。引き続きご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、どうもありがとうございました。

○勝岡 それでは、これをもちまして飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を終了させていただきます。

大変お疲れ様でした。

---

閉 会 ●午前 11 時 50 分